

令和6年 第9回

教育委員会定例会会議録

令和6年9月4日

中央区教育委員会

令和6年第9回
教育委員会定例会会議録

開会日時 令和6年9月4日（水） 午後2時00分
場 所 中央区役所 8階 大会議室
出席委員 中央区教育委員会 教育長 平林治樹
委 員 坂本順子
委 員 小川将
委 員 伊東佳子
委 員 渥美哲夫
説明のために出席した事務局職員
次 長 北澤千恵子
参 事 俣野修一
学務課長 鷲頭隆介
学校施設課長 田中恒祐
指導室長 小林傑
統括指導主事 平野収
統括指導主事 深滝恵
幼児教育担当専門幹 中島由美子
図書文化財課長 植木良則
教育センター所長 村上隆史
副 参 事 増山一成
書 記 中央区教育委員会事務局
庶務係長 一瀬知之
庶務係員 北川智基

開 議 午後2時00分平林教育長開会宣言
会議規則第30条による署名委員

教育長 平林治樹
委 員 坂本順子

- 日程第 1 議案第 3 4 号
中央区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 日程第 2 議案第 3 5 号
中央区立図書館館則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 3 議案第 3 6 号
中央区立社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 4 報告事項
各課事業報告について

教 育 長 それでは、ただいまから令和 6 年第 9 回教育委員会定例会を開会いたします。

 初めに、本日の会議録の署名委員をご指名いたします。本日は坂本委員にお願いいたします。

坂本委員 承知いたしました。

教 育 長 それでは、本日の日程に入ります。

 日程第 1、議案第 3 4 号を議題といたします。議案第 3 4 号を、書記、朗読願います。

 （書記朗読）

教 育 長 それでは、次長から提案説明を願います。

次 長 議案第 3 4 号「中央区文化財保護審議会委員の委嘱について」について、提案説明。

教 育 長 それでは、ただいまの説明につきましてご質問等ございましたら、お伺いいたします。

 （「なし」の声あり）

教 育 長 よろしいでしょうか。

 それでは、ご質問がないようでございますので、本案を可決することにご異議ございませんか。

 （「異議なし」の声あり）

教 育 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 3 4 号は原案のとおり可決されました。

 次の日程第 2、議案第 3 5 号と日程第 3、議案第 3 6 号は関連がありますので一括して議題といたします。議案第 3 5 号及び議案 3 6 号を書記、朗読願います。

 （書記朗読）

教 育 長 それでは、次長から提案説明を願います。

次 長 議案第 3 5 号「中央区立図書館館則の一部を改正する規則の制定について」、議案第 3 6 号「中央区立社会教育会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」について、提案説明。

教 育 長 それでは、ただいまの説明につきましてご質問等ございましたらお伺いいたします。

伊東委員 議案第 3 5 号についての質問なんですけれども、まず、多目的ホールを利用されている方というのはどういった方が多いのでしょうか。

図書文化財課長 多目的ホールの利用に関してなんですけれども、細かい部分で率等を捉えているわけではないんですが、多いのは会議です。例えば、会社やサークルでの会議利用であるとか、あと、いわゆる会社なんかですと内部の研修会のよう

伊東委員 ありがとうございます。ちょっと気になったというか、こちらは「本の森ちゅうおう」という愛称がついているんですけども、それが利用申請書にも領収書にも入ってなくても大丈夫なのかなというのが気になったところでしたので、どういった方が利用されるのかを確認したかったのですが、そのことで問合せなどは特に入っていないのでしょうか。

伊東委員 ありがとうございます。

教 育 長 ほかにご質問ございますでしょうか。 （「なし」の声あり）

教 育 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 3 5 号は原案のとおり可決をされました。

教 育 長 ご異議ないものと認めます。よって、議案第 3 6 号は原案のとおり可決されました。

参 事 「晴海西小学校の児童数増加に伴う対応について」について資料 1 により報告。

渥美委員　ご報告ありがとうございます。ところで、今、最後におっしゃいました中学校自由選択制の受入停止なんですけれども、これは人数的に受入れはそれほど多くないんですよね。

- 4 -

の状況ということでございますけれども、また、後段の部分でのご報告案件とも関わると思いますが、令和6年度の新入学生、新1年生のうち、自由選択制で入学された方は13名でございました。これは他の中学校と比べますと、指定校で入学する生徒数が多いということから、より数としては少なくなっている状況でございます。

来年度につきまして、当然ながら、まだ晴海西小学校の6年生がどれだけの数、割合で晴海西中学校に進学するのかということについては実績が全くない状況ではございますが、これまでの晴海地区におけます進学状況なども参考にしつつ、数字は算出しました上で、こちらの13名という数を若干下回るような数で募ることについては、可能性はあるかと考えておりますけれども、やはり他の中学校と同様の規模で募集をするというのは難しい状況であるかと考えているところでございます。

晴海西中学校におきましては、中学校で15学級ということをベースにして、学年進行を加味しつつ受入れを行うものでございますので、そうした点も含めまして、受入れの数を定めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

渥美委員 ありがとうございます。この中学校の数字は、今おっしゃるように、外へ出てしまうというのが全く入っていないということですね。中学校自由選択制の受入を停止することによって補えるのであれば幸いですと思いますけれども、引き続きよろしくお願いします。

教 育 長 ほかにご質問ございますでしょうか。

小川委員 ご説明ありがとうございます。令和6年から漸次、漸増で、令和11年までというところなんですけれども、令和12年以降というのは、これは多分、今の晴海フラッグを見るとタワー棟ができて、そこに新しい方が来られて、例えばこのときにお子さんが生まれたばかりだと、6年後に小学校に入ってくるというようなところかなと思うんですが、令和12年以降というのはどういうふうに見られていて、令和11年度から第二校舎が使用できるということです。これは分散化が図れるので、同じぐらいの人数であれば、当面は乗り切れるというところだと思うんですけれども、その後の見通しをどう見られているのか、お教えいただけますでしょうか。

参 事 ただいまご紹介いただきました令和12年度以降でございます。同地区の集合住宅につきましては、通学区域の中に晴海フラッグ、それからパークタワー勝どきを大規模集合住宅として抱えているところでございます。

こちらにつきましては、とりわけ晴海フラッグにつきましては、現在、分譲のほうが進んでいる状況とは聞いてございますけれども、引き続き、今後も転入が見込まれること、それから、パークタワー勝どきも同様でございまして、

引き続きの転入というところで見ているところでございます。

また、そうしたことに加えまして、国の国立社会保障・人口問題研究所の調査におきましても、私どもの中央区のエリア、とりわけ晴海地区につきましては、今後とも、人口増加とともに子どもの数も増えるということで、人口は、今後の推移としては緩やかに増加を続けるという見立てとなっているところでございます。そうしたことから、引き続き同エリアについては人口規模が維持されるとともに、子どもの数も現状が担保されるものという見立てでございます。

そうしたわけでございますが、令和12年度から令和11年度に第二校舎を早期に竣工させることによりまして、そうした人口規模の最大想定の子どもの数につきましては、同校舎の竣工をもって何とか対処できると。なお、当然ではございますが、良好な教育環境の提供という視点が非常に重要でございますので、そういったことに十分に留意しながら、教育委員会としては政策を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

小川委員
教 育 長
坂本委員

ありがとうございます。

ほかにご質問はございますでしょうか。

質問ではないんですけども、今、先ほど参事から良好な教育環境というお話がありました。時間割で、例えば校庭を使うなら、どうしても組むといっぱいいっぱいになってしまうとか、体育館の使用がとて厳しくなってしまうとか、いろいろと具体的な問題が出てくるかと思しますので、併せてご検討をお願いしたいと思います。以上です。

指導室長

まさに、教室に入ってやる学習と、それから、運動等休み時間も含めて体を動かせるような施設ということで、安全にやっていかなければいけないところもありますので、今現在、晴海西小・中学校が屋上にも、潤沢にそういった施設もございますので、そういったものも活用しながら検討してまいりたいと思います。以上でございます。

教 育 長

ほかにご質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教 育 長

よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項の(2)、(3)について、一括で報告願います。

学務課長

「令和7年度小・中学校新一年生、幼稚園の就学(園)事務について」について資料2により報告。

「幼稚園施策のさらなる充実について」について資料3により報告。

教 育 長

それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いいたします。

小川委員 資料3についてなんですけれども、すくわくプログラムは非常にいい取組だと思うんですが、実際に連携して、幼稚園、保育園、子ども園が取り組んでいくということなんです、研究成果の発表といいますか、情報共有はここに書いてあるだけでなく、具体的にどういうポイントでやっていくのかというのを議題ごとに絞ってやるとか、いろいろ工夫していただいて、全部を見なきゃ分からないという形ではなく、コンテンツごとにまとめるとか、いろいろな方策で、誰もが連携しやすい、もしくは情報共有しやすい、そういった環境を整えていただけるとより効果が上がると思いますので、その辺り、お願いをしたいと思います。

学務課長 ただいま小川委員からご指摘をいただきました点について、まさに私どもも非常に重要であると考えております。今般、幼稚園全園と幼保連携型認定こども園全園で、こうした取組を試行的に行いますということにつきましても、保育園では暮らしの延長線で保育がある関係で、また、預けに来る方々、お迎えに来る方の時間も様々であることを考えますと、保育園全体としてこうした取組を行っていくのは難しい側面があるということについては、保育部門とも共有しているところでございます。そうした意味で申しますと、保育園ですとか、あと、保育所型の認定こども園、こうした方々がより効果的に、うんと絞って、即時的に効果のある取組を実施できるような情報共有を行っていきたいと考えております。

ある意味、幼稚園、また、幼保連携型認定こども園の取組というのは、トライアンドエラーという部分も往々にしてあるかと思います。私どもとしましては、こうした試行的期間を存分に活用しまして、より効果的かつ、実践的な取組について、本区の幼児教育全体の底上げを図ることを目的に情報共有を行っていきたいと考えています。以上でございます。

小川委員 ありがとうございます。お願いします。

教 育 長 ほかにご質問ございますでしょうか。

坂本委員 資料3の3番預かり保育についてですけれども、こちらは6時までに令和7年の4月から延長していきたいということなんです、具体的な試算といいますか、現状分析、これぐらいのニーズがあるだろうなというところがあるのか、あるいは、今後、そのニーズを確認していくというところなのか、現状を教えていただければと思います。

学務課長 預かり保育の延長による影響ということでございますけれども、こちらについて、我々、現在の幼稚園の保護者の方々向けに、7月にアンケートを行いまして、全園児900人超の方々のうち500人の方々から、この預かり保育についてはご返信をいただいたところでございます。

そうしたことに基つきまして、ご要望等を踏まえて、こういった取組を行っ

ていこうと考えているものでございますけれども、当然のことながら、こうした預かり時間の延長を行うことによりまして、これまでと違った目的を持った方々が利用されることも十分に考え得るところかと考えております。

今後、預かり保育につきましては、今年度、全園で展開するに当たりまして、当然、年度途中の状況も踏まえながら、ある程度定員調整については柔軟に行っていくということを区長部局と調整しているところでございます。

来年度におきましても、当然のことながらそうした取組を行いますとともに、私どもが預かり保育延長によって主たるターゲットとしておりますのは、区外の認可外の施設ですとか、国公立の幼稚園に通われている方々に対して、中央区の幼児教育というものをぜひ学んでいただいて、円滑な小学校の接続につなげたいという希望もございますので、そうした点を踏まえてこういった対応を行ってまいりたいと考えています。以上でございます。

坂本委員 幼稚園施策の取組は、教育委員会としても非常に重要なポイントだと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

教 育 長 ほかにご質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教 育 長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項(4)について、報告願います。

指導室長 「令和6年度全国学力・学習状況調査の結果について」について、資料4により報告。

教 育 長 それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いいたします。

渥美委員 ありがとうございます。この表で教科別平均正答率、中学校の国語、全国的になんですけれども、前年と比べると随分下がっているようですが、何か理由があるのでしょうか。

指導室長 こちらにつきましては、今年度の中学校国語の問題が少し難しかったかなというところなんです。全国、東京都、区とも全部同じように下がっているところを見ると、前の年と比べると問題が難しかったかなと思っているところです。ただ、大事なことは、何点取れたかではなくて、何につまずいているのかというところが授業改善に生かすポイントかと思っておりますので、そこら辺はしっかりと分析をしていきたいと考えております。

渥美委員 ありがとうございます。

教 育 長 ほかにご質問はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教 育 長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項(5)について、報告願います。

教育センター所長 「令和6年度各学校における「ふれあい月間（いじめ防止強化）」の取組内容について」について、資料5により報告

教 育 長 それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたら、お伺いいたします。

伊東委員 ありがとうございます。いじめについてのアンケートについてお伺いしたいんですけれども、このアンケートは、ふれあい月間の場合は全校共通のものを利用しているということでしょうか。

教育センター所長 小学校は1年生から3年生用と、4年生から6年生用を全小学校で同じものを使っています。中学校は中学生用という形で、3つのものを全校共通で利用しております。

伊東委員 ありがとうございます。以前私の子どももこういったアンケートを持って帰ってきたことがあったんですけれども、書ける子は書けるだろうなど。でも、書きにくい子もいるだろうなというのが、その当時見た印象ではありました。もしよろしければ、一度こういったアンケートなのかという実際の調査もつけていただくと、結果だけではなく過程も見えるかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

教育センター所長 ご指摘ありがとうございます。アンケートの中身につきましても見直しを随時図っている部分もありますので、今後そういった形でご提供させていただければと思います。ありがとうございます。

教 育 長 ほかにご質問はございますでしょうか。

小川委員 ご報告ありがとうございます。教職員さん同士の情報共有はしっかりやられているというところなんですけれども、エクセルファイル等々でシェアすることも非常に大事だと思うんですけれども、やはり生で、フェイス・トゥ・フェイスで啓発を図っていくのも非常に大事なポイントだと思いますので、例えば研修であったり、もしくは先生方の、これは一般的な企業でもやっているんですけれども、コンプラの徹底であるとか、ハラスメントの研修とか、もともと、基となる素養というんですか、そういったところをしっかりと個人個人が持ちつつ、それで生徒たちをしっかりと見守っていくという観点も必要だと思いますので、単純に事象に対するというよりも、普遍的な考え方、この辺りをしっかりと先生方にも、忘れてしまう部分も当然ありますし、新しく来られた方なんかは、その辺りの感覚もまだ鋭くないというケースもあつたりしますので、その辺りの対策も併せてしっかりとやっていただければよいのではないかと思います。これは意見でございます。

教育センター所長 ご指摘ありがとうございます。各校では、いじめの根幹の部分として、人権という部分で人権の研修を各学校で行っているところでございます。そういったところで、子どもたちをしっかりと見ていくであるとか、もちろんいじめ防

止の強化月間の中でも、いじめに特化した形だけではなくて、思いやりであったり、相手のことを考えるという部分も含めまして、今後もしっかりと取組を進めていきたいと思います。

教 育 長 ほかにご質問はございますでしょうか。

渥美委員 質問というよりは激励というか、ここにもありますように、保護者の方々への周知、これがやっぱり一番重要だと思います。子どもたちは学校で教わっています。なかなか保護者の方って、何の団体でも、もし集めようと思ってもなかなか来ていただけないので、学校というのは、保護者と面談する機会は結構多いと思うんです。ぜひ丁寧にその辺は説明して、理解していただくということが一番かなと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

教 育 長 ほかにご質問はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

教 育 長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（６）について、報告願います。

図書館文化財課長 「区立図書館の指定管理者の評価結果について」について、資料６により報告。

教 育 長 それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

渥美委員 ご報告ありがとうございます。全体で評価がＡ、優良ということになってきますけれども、別紙を見ると、（４）利用実績・収支の改善がＢという判定になっております。ここはＢだから普通かなと思うところなんですけれども、どんな課題があったのか、教えていただけたらと思います。

図書館文化財課長 （４）利用実績・収支の改善の評価に関わる部分でございますけれども、まず別紙１の４、利用実績・収支の改善の（１）（２）（３）、こちらをそれぞれ評価した中で、総合評価がＢとなっているところでございます。

内容（１）（２）の利用実績につきましては、前年度、４年度からの比較につきまして、安定的に事業の実績であるとか、事業展開を図っているところでもあります。例えば新たな形であるとか、大きく利用実績が増えたという部分で数目等でいきますと、大きく評価する部分をどこまで取るかというのを少し勘案しまして、通常どおりというか、一定の評価以上には、効果につきましてはなかった部分、また、管理経費等という部分につきましては、例えば収支の改善であるとか、ある種の業務改善等とか、大きな収支の改善というか、よい部分が見られた場合については優良評価になるわけですが、こちらにつきましても、前年度から大きく変わる部分はなかったというところで、結果的にＢという評価になったところです。

Ｂにつきましては、優良とはならないところなんですけれども、妥当という

表現になっておりますが、決して悪いものではないということで、前年から引き続きの評価であると、こちらとしては理解しております。以上です。

渥美委員 ありがとうございます。利用実績について言うと、かなりたくさんのお客さんが来館しているように感じておりますが、もっと集客をするべきと考えたほうがいいのでしょうか。図書館の収支というのは、どのように考えたらいいいんでしょう。

図書館文化財課長 収入部分が大きくあるという事業ではありませんので、どちらかといいますと、全体の指定管理料であるとか、全体経費が何らかで縮減されるとか、何か大きな工夫での、どちらかという減らす方向での改善がされた場合などが、こちらでいきますと評価対象になるものと考えております。以上です。

渥美委員 ありがとうございます。そうすると、収支をもっと改善するには、何かイベントをやるといいとかというお考えですか。つまり、有料のイベントか何かをやると収支が増えると、そういうものではないんですか。

図書館文化財課長 図書館の事業展開の中で、先ほどとちょっと重なってしまうんですけども、なかなか収入というか、何かしら料金を取ってというイベントが組みにくいような形になっておりますので、即座にそういったことで改善するまでこの評価が上がってくるという部分ではないかと思えますけれども、あるいは通常の経常経費の例えば契約面とか、そういったところで何かの改善が見られる、そういったところを評価していくことになるのが、どちらかという中心になるのかと考えております。以上です。

渥美委員 ありがとうございます。

参 事 図書館でございますが、図書館法に基づいた運営でございます。無料の社会教育施設ということで、基本的には利用料は取れない施設でございます。そういう中におきましても、委員ご紹介がありましたようなイベントを実施した際の実費分ですとか手数料的なもの、こういったものについては徴収可能でございますが、基本的な館の性質上、なかなか利用者の利便性に高ずるようなイベントを打ち、それに対する見合いの収入を得ることにつきましては、なかなか困難な施設だにご理解いただければと存じます。以上です。

渥美委員 分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかにご質問はございますでしょうか。

伊東委員 今回の評価結果に直接ではないんですけれども、前年度の評価を受けての対応のところに、「さらに、災害時の準備や定期的な館内巡回を行い、利用者の安全確保に努めた」とあるんですけれども、例えば学校などでしたら基本的な休校とかの基準があるかと思いますが、すみません、不勉強で知らないのんですけれども、図書館でもそういった基準はあるんでしょうか。

図書館文化財課長 図書館施設として何か法的なものであるとか、一般的に文化財での基準と

いうものはございませんが、例えば災害というのはあれなんですけれども、今般のように台風が事前に来るとか、そういった事情の中での例えば事前休館の判断をするとか、そういったところは、図書館に限らずでありますけれども、区の基準や考え方に沿ってといったようなものはあるところですよ。以上です。

伊東委員 ありがとうございます。かなりいろいろと、大型の台風だ何だと、災害のリスクが上がっているのかなという部分もありますので、例えばこういった基準で、図書館とかも休館することがあるよということを、今後、事前に周知するような、そういった体制もつくられていくと、より安全に利用いただけるのかと思います。特に図書館の場合は、小さいお子さん、それから小中学生さんがお一人で利用といったこともあるかと思うので、その辺りも今後ご判断いただければと思います。

参 事 区役所ですとか図書館ですとか、私どもでは公の施設という位置づけの整理がされているところでございます。これらの公の施設につきましては、開庁日、開けなければならない日を基本的に定めてございまして、委員ご紹介のような臨時の休館、館の点検ですとか、庁内の様々な点検業務に資する場合には、事前に告示をすることで閉めることができるということになっているところでございます。

地震等の突発対応にはなかなか難しいんですが、委員がご紹介いただいたような台風ですとか、ある程度事前に予測ができるような災害リスク等に対しては、お子様の危険、安全性も含めまして、事前の告示等々に教育委員会としては今後とも努めてまいります。以上でございます。

伊東委員 よろしくをお願いします。

教 育 長 ほかにご質問ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

教 育 長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（７）について、報告願います。

参 事 「「第４５回中央区子どもフェスティバル」の実施について」について、資料７により報告。

教 育 長 それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

（「なし」の声あり）

教 育 長 よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項（８）について、報告願います。

学務課長 「意見・要望」の１件目について、資料８により報告。

学校施設課長 「意見・要望」の２件目、３件目について、資料８により報告。

図書文化財課長 「意見・要望」の４件目、５件目について、資料８により報告。

教育センター長
教 育 長

「意見・要望」の6件目について、資料8により報告。
それでは、ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお伺いいたします。

小川委員

191番なんですけれども、ほこりや菌の拡散などによる感染症の拡大防止を考慮し、清掃活動を制限していましたと。学校側がやられているのか、そういう指示を出したのかというのが1つと、時期がいつなのか分からないんですけれども、梅雨の時期とかであったりすると、逆に、普通に考えますと、清掃をやらないと不潔になってくるので、より拡大というか、菌の繁殖とかが起こりやすくなるんじゃないかという考えが一般的だと思うんですけれども、意図がよく分からない。生徒同士の接触が増えるから菌が拡大していくというふうに捉えて清掃活動自体を制限したのか、ほこりが拡散するからなったのかというその意図と、誰が指示したのかというのがちょっと理解に苦しむところがあるんですけれども、その辺りの背景を含めて教えていただけますか。

学校施設課長

こちらなんですけれども、時期としては春の頃に授業参観の際に保護者の方がこれは汚いぞというところで意見がありました。こちらの話なんですけれども、遡ると、コロナのときに、掃除するごとにほこりや菌の拡散がまズいだろうというところで、感染症拡大防止というところで考慮していたんですけれども、それが今になっても続いていると。やはり、今、委員おっしゃったように、時期的なところもありますので、こういったことも改善していかないといけないということで、学校の先生、副校長先生からも、まずは先生方と環境委員との話合いを持って、啓発活動していく上で今後改善をしていきたいと思いますという意見をもらっているところです。以上でございます。

小川委員

2020年とかのルールがそのまま残っていたという意味合いだと思うんですけれども、現実には即してその辺りはしっかりと学校側が自ら改善していくというところを意識づけていただかないと、不要なルールであるとか、これに限らず、そういうものが生きてしまっている。だけど、ルールなので仕方ないと、そういったことがないように、教育委員会側、事務局側も見ていただければと思います。かなりとんちんかんな対応なんだろうなというふうに一般的には思われると思いますので、そういったことがないように見ていただければと思います。

学校施設課長

今、委員おっしゃったように、確かに時代背景としてはかなり前のことでもありますので、ここは指導室の担当者とも協力しながら改善に努めていきたいと思っております。以上でございます。

小川委員
教 育 長

よろしくお願いします。
ほかにご質問はございますでしょうか。

坂本委員 208番のアプリケーションの導入について、後学のためにお尋ねしたいのですけれども、他自治体の導入事例はまだ少ないということではありますが、導入されている自治体もあるのか。あった場合には利用というのはとても便利なのかどうか、その辺りをもしご存じでしたら教えていただきたいと思います。

図書館文化財課長 図書館のアプリケーションについてですけれども、個別に、例えば、ある種の統計であるとかデータを取っているものではないんですけれども、この辺のご意見をいただいたときに確認した限りで、近隣で言いますと、川崎市が導入しております。ただ、関東圏内でありまして、二、三ぐらいしか見かけなかったもので、導入状況としてはかなりまだ少ないという状態です。

利用の実際につきましてなんですけれども、川崎市ではまだ導入当初ということで、利用率がすごく高いという状況ではないというところでしたので、川崎市しか確認はしなかったんですけれども、似たような状況にあるのかなと思っております。

アプリケーションということで、こちらの訴えというか、主訴につきまして、普通にホームページからサイトで入りますと、パスワードを入れたりとか、そういったところの煩わしさがかなりあるという形のご意見となっております。スマホですと、今、生体認証等でその辺の入りが大分楽だということのご意見だったんですけれども、機能そのものが極端にアプリで変わるというところではございませんので、こちらで確認できる限りで、プッシュ通知でありますけれども、例えば予約した本が来ましたという通知などが、メールではなくて直接アプリの中でお知らせがあると、こういったところの見やすさみたいなどころはあるのかなと考えているところです。以上です。

坂本委員 ありがとうございます。これから進んでいって、よくなっていたものの導入を検討していくというのは1つあるかなと思います。若い方々を見てみますと、最近はカードを持たずに、全部アプリで交通から何からなされて、これから自然になっていく可能性があるかなと思いますので、長いスパンではご検討していただいたらよろしいかなと思います。

教育長 ありがとうございます。ほかにご質問ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 よろしいでしょうか。

それでは、本日の日程はこれで終了となりますが、委員の皆様からご意見等ございましたら伺いしたいと思います。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、これをもって本日の委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後 3 時 0 5 分 教 育 長閉会宣言
署名委員